

駐車場・自転車駐車場の台数について

(1) 来庁社用駐車場台数について

来庁舎用駐車場の台数設定には、以下の方法を用いて算定を行います。

- ① 法令等による設定台数
- ② 他市事例の設置状況による設定台数
- ③ 現庁舎における駐車台数

① 法令等による設定台数

建築物を新築する場合に付置しなければならない駐車施設について、「東京都駐車場条例」によりその条件が定められています。

駐車台数については、当該条例に基づき、建築物の用途、用途地域、建築物の対象規模の区域によりその条件が定められています。

東京都駐車場条例による条件整理

施設用途	庁舎（事務所） （特定用途）	庁舎（事務所） （特定用途）	庁舎（事務所） （特定用途）
用途地域	商業地域	第一種中高層地域	準工業地域
駐車場条例による地区	駐車場整備地区	自動車ふくそう地区	周辺地区
建築物対象規模	1,500 m ² 以上	2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
付置台数	1台/250 m ² 以内	1台/250 m ² 以内	1台/250 m ² 以内

新庁舎面積が概ね 29,000 m²であることから、事務所の用途に供する部分の床面積が 10,000 m²を超える建築物についての緩和規定により、床面積に 0.7 を乗じた面積により付置義務駐車台数を算定します。

これにより、床面積が約 29,000 m²の時の必要台数は、77 台となります。

東京都駐車場条例による付置義務駐車台数

		備考
床面積	29,000 m ²	
条例第 17 条 2 項による算定用床面積	23,300 m ²	10,000 m ² + (29,000 m ² - 10,000 m ²) × 0.7 = 23,300 m ²
付置台数	1台/250 m ² 以内	
新庁舎付置義務台数	93 台	23,300 m ² ÷ 250 = 93.2 台

また市庁舎は、「東京都福祉のまちづくり条例」による特定都市施設であり、駐車場施設を設ける場合には、その台数内に障がい者用駐車スペースを整備する必要があります。

障がい者用駐車スペースは、全駐車場台数に 100 分の 1 を乗じた台数に 2 を加えた台数以上となっており、これに合わせて、障がい者用駐車スペースを整備する必要があります。

② 他市事例の設置状況による設定台数

近年新庁舎を建設している周辺市での駐車場設置状況は、以下の表よりばらつきが大きく、台数の設定方法が異なっていることが伺えます。しかしここでは人口 1 万人当たりの駐車台数の平均から、府中市の想定人口、289,000 人の場合について換算すると、265 台となります。

周辺類似団体における駐車場設定台数

	立川市	町田市	青梅市	福生市	平均
来庁者用	100 台	199 台	217 台	76 台	148 台
庁用	78 台	145 台	82 台 (うち約 80 台 は別の市有地 に確保)	約 50 台	89 台
合計	178 台	344 台	300 台程度	126 台程度	237 台
想定人口	190,000 人	420,000 人	150,000 人	62,000 人	-
人口 1 万人当 りの駐車台数	5.26 台	4.74 台	14.46 台	12.26 台	9.18 台

※人口は基本構想による想定人口。

※台数は、未開庁の庁舎に関しては計画台数。

府中市の想定人口 289,000 人より、
 $289,000 \text{ 人} \times 9.18 \text{ 台} / 10,000 \text{ 人} = 265 \text{ 台}$

③ 現庁舎における駐車台数

現在の府中市本庁舎における駐車場台数は、本庁舎と第二庁舎を合わせて、来庁者用が 107 台、公用が 78 台の計 185 台となっており、職員用はありません。

また、来庁者アンケートによると、「駐車場、駐輪場などが十分ではない」という設問に対し、「そうは思わない」「そう思わない」と回答した人は全体の 43.8%、「そう思う」「ややそう思う」と回答した人は 41.4%でした。このことから、混雑時は不足することがあるものの、ほぼ適切な駐車台数であると考えられます。

- ① 法令等による設定台数 : 93 台
- ② 他市事例の設置状況による設定台数 : 265 台
- ③ 現庁舎における駐車台数 : 185 台

(2) 公用車用駐車台数について

現在の本庁舎と第二庁舎を合わせた公用車台数は、78台です。

新庁舎における公用車駐車台数についても、78台と想定します。

(3) 自転車駐車台数について

自転車駐車場の台数設定には、以下の方法を用いて算定を行います。

- ① 現在の駐車可能台数
- ② 他市事例における設定台数

なお、自転車駐車場に関する法制度については、「自転車安全利用の促進及び自転車等の駐輪対策の総合的促進に関する法律」により、地方公共団体が条例等により自転車駐車場の設置に関する規制を定めることになっています。府中市では、「府中市自転車の放置防止に関する条例」により、百貨店、スーパーマーケット等の小売業、銀行等の金融機関、および遊技場について設置基準が定められていますが、庁舎については特に基準はありません。

①現在の駐車可能台数

現在の本庁舎と第二庁舎を合わせた自転車駐車可能台数は、556台で、以下のような内訳となっています。

自転車	バイク
503台	53台

また来庁者アンケートから、庁舎へ訪れる手段として自転車が33.9%で最も多かったことから、現況の自転車駐車可能台数程度は確保する必要があると考えられます。

②他市事例における設定台数

近年開庁した新庁舎の自転車およびバイクの駐車台数の事例を見ると、ばらつきが大きいことが分かります。これは、各市において来庁者の来庁方法などの事情が異なることが考えられます。

4市の人口1万人当たりの駐車台数の平均から、府中市の想定人口289,000人の場合について換算すると、523台となります。

	立川市		町田市		青梅市	福生市	平均
自転車駐車台数	410台	500台	300台	335台	300台	167台	
バイク駐車台数	90台		35台		(バイク含む)	(バイク含む)	
想定人口	190,000人		420,000人		150,000人	62,000人	-
職員数	590人		1300人		600人	310人	
人口1万人当たりの駐車台数	26.32台		7.14台		12.00台	26.94台	18.1台

※人口は基本構想による想定人口。

※台数は、未開庁の庁舎に関しては計画台数。

府中市の想定人口289,000人より、

$289,000 \text{ 人} \times 18.1 \text{ 台} / 10,000 \text{ 人} = 523 \text{ 台}$